

( 參 考 資 料 )

# 次世代育成支援対策推進法施行令

(平成15年政令第372号)

内閣は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第19条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

各議院事務局の事務総長	各議院事務局の職員
各議院法制局の法制局長	各議院法制局の職員
国立国会図書館長	国立国会図書館の職員
裁判官弾劾裁判所事務局の事務局長	裁判官弾劾裁判所事務局の職員
裁判官訴追委員会事務局の事務局長	裁判官訴追委員会事務局の職員
内閣総理大臣	内閣官房及び内閣府本府の職員
内閣法制局長官	内閣法制局の職員
各省大臣	各省の職員（中央労働委員会及び船員労働委員会以外の各外局の職員を除く。）
会計検査院長	会計検査院の職員
人事院総裁	人事院の職員
宮内庁長官	宮内庁の職員
国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の長	国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の職員（防衛施設庁及び原子力安全・保安院の職員を除く。）
警察庁長官	警察庁の職員
高等海難審判庁長官	海難審判庁の職員
防衛施設庁長官	防衛施設庁の職員
原子力安全・保安院長	原子力安全・保安院の職員
最高裁判所事務総長	裁判所の職員

地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の教育委員会が任命する職員（都道府県の教育委員会については地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第一項に規定する県費負担教職員（以下この欄において「県費負担教職員」という。）を除き、市町村の教育委員会については県費負担教職員を含む。）
警視総監又は道府県警察本部長	都道府県警察の職員

- 2 前項に規定するもののほか、法第19条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

#### 附 則

この政令は、平成17年4月1日から施行する。

厚生労働省雇児発第0808001号  
平成15年8月8日

都道府県知事殿  
(人事担当課、市町村担当課及び区政課扱い)  
指定都巿市長殿  
(人事担当課扱い)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）が平成15年7月16日に、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号。以下「令」という。）が平成15年8月8日にそれぞれ公布され、次世代育成支援対策推進法のうち特定事業主行動計画部分が平成17年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、特定事業主行動計画に関し、当面必要な事項について、下記のとおり通知します。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

#### 第1 法の目的について（法第1条関係）

我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策

に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速にかつ重点的に推進し、もって次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とされている。

## 第2 行動計画策定指針について（法第7条関係）

- (1) 主務大臣は、基本理念にのっとり、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならないとされている。
- (2) この行動計画策定指針については、今月中に告示することとしており、告示後、速やかに通知することとする。

## 第3 特定事業主行動計画について（法第19条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定するものとされている。
- (2) 特定事業主行動計画においては、計画期間、達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容等を定めるものとされている。
- (3) 特定事業主は、特定事業行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならないこととされている。

## 第4 特定事業主について（令関係）

特定事業主は、国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものとされており、令においては、

- (1) 地方公共団体の機関のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により職種に応じた特別な身分取扱いに関する制度が定められている教育関係職員及び警察職員については、その特殊性にかんがみ、特定事業主は以下の表のとおりとされている。

地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の教育委員会が任命する職員（都道府県の教育委員会については地方教育行政の組織及
--------------	---

	び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員（以下この欄において「県費負担教職員」という。）を除き、市町村の教育委員会については県費負担教職員を含む。）
警視総監及び道府県警察本部長	都道府県警察の職員 <sup>注)</sup>

注) 警察法第56条第1項に規定する「地方警務官」を含むものである。  
 (2) (1)に規定するもののほか、法の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又は職員を当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を策定するものとされている。

この地方公共団体の規則について所要の措置を講じられるに当たっては、別添「次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(例)」を参考とされるようお願いする。

なお、「次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(例)」においては、特定事業主行動計画が、育児休業の承認や官署を異にする異動の場合の人事上の配慮といった任命権に関わることや、超過勤務の縮減といった服務上の配慮といった服務監督に関わることを盛り込むこととされているため、特定事業主は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条において任命権者とされている者とし、任命権者がその任命する職員についての特定事業主行動計画を策定することとしているものである。

また、法、令及び規則においては、それぞれの特定事業主が特定事業主行動計画を策定することを規定しているものであることから、それぞれ各地方公共団体の実情に応じて、連名で特定事業主行動計画を策定することは、差し支えないものである。

## 第5 その他

- (1) 特定事業主行動計画については、別紙のとおり、特定事業主行動計画関係省庁等研究会を開催し、検討を進めているところであり、本年末を目途に、モデル計画を含む報告書をとりまとめることとしており、その際には、速やかに通知することとする。
- (2) なお、同研究会の報告書をとりまとめ後に、厚生労働省において都

道府県の人事課等を対象とした説明会等を開催することを予定しており、その詳細が決定次第、改めて通知することとする。

## (別添)

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（例）

### (都道府県の場合)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

地方公共団体の長	地方公共団体の長が任命する職員
地方公共団体の議会の議長	地方公共団体の議会の議長が任命する職員
地方公共団体の選挙管理委員会	地方公共団体の選挙管理委員会が任命する職員
地方公共団体の代表監査委員	地方公共団体の代表監査委員が任命する職員
地方公共団体の人事委員会	地方公共団体の人事委員会が任命する職員
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）以外の法令又は条例に基づく任命権者（委任を	者が任命する職員

受けて任命権を行う者を除く。()

(市町村の場合)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

地方公共団体の長	地方公共団体の長が任命する職員
地方公共団体の議会の議長	地方公共団体の議会の議長が任命する職員
地方公共団体の選挙管理委員会	地方公共団体の選挙管理委員会が任命する職員
地方公共団体の代表監査委員	地方公共団体の代表監査委員が任命する職員
地方公共団体の人事委員会（人事委員会が置かれていらない市町村にあっては公平委員会）	地方公共団体の人事委員会（公平委員会）が任命する職員
市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）	市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）が任命する職員

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）以外の法令又は条例に基づく任命権者（委任を

受けて任命権を行う者を除く。）

地方公務員法以外の法令又は条例に基づく任命権者  
者が任命する職員

厚生労働省雇児発第0122003号  
平成16年1月22日

都道府県知事殿  
(人事担当課、市町村担当課及び区政課扱い)  
指定都市市長殿  
(人事担当課扱い)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「特定事業主行動計画関係省庁等研究会報告」について

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画については、平成15年8月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発都道府県知事及び指定都市市長あて「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について」により、地方公共団体における特定事業主行動計画の策定主体等について通知するとともに、関係省庁等による研究会を開催している旨お知らせしたところですが、このたび、別添のとおり、特定事業主行動計画の策定例等を内容とする「特定事業主行動計画関係省庁等研究会報告」がとりまとまりましたので、送付致します。

各都道府県等におかれましては、同報告を参考に、実効性のある行動計画の策定に向けて、積極的に検討を進めていただきますよう宜しくお願ひ申し上げます。

また、貴都道府県内の市町村等においても実効性のある行動計画が策定されるよう、この旨周知願います。

厚生労働省雇児総発第0204001号  
平成16年2月4日

都道府県担当部（局）長 殿  
(人事担当課、市町村担当課及び区政課扱い)  
指定都市担当部（局）長 殿  
( 人 事 担 当 課 扱 い )

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に関する  
一部事務組合等の取扱いについて

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく特定事業主行動計画の策定主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定されている一部事務組合等の特別地方公共団体が該当するかどうかについての疑義のお尋ねがありましたので、下記のとおり回答致します。

また、貴都道府県内の特別地方公共団体に対しても、市町村と連携の上、この旨周知願います。

#### 記

特別区、一部事務組合等の地方公共団体の組合及び地方開発事業団については、地方自治法に定める特別地方公共団体であることから、次世代育成支援対策推進法第19条第1項の「地方公共団体」であり、次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項に基づき、当該団体において策定主体等を定める規則を制定した上で、特定事業主行動計画を策定する必要がある（規則の参考（例）については別添を参照）。

なお、平成15年8月8日付け厚生労働省雇児発第0808001号厚生

労働省雇用均等・児童家庭局長発都道府県知事及び指定都市市長あて「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について」において、各地方公共団体の実情に応じて、各機関が連名で特定事業主行動計画を策定することは差し支えないものである旨通知したところであるが、それと同様に、特別地方公共団体においても、職員の勤務条件等が関係地方公共団体の勤務条件等と同一である等の場合、特別地方公共団体の管理者等と関係地方公共団体の長との連名で特定事業主行動計画を策定することは差し支えないものである。

また、地方公共団体と独立した法人格をもつ地方独立行政法人及び地方公社等は、次世代育成支援対策推進法においては、一般事業主とされている。

(別添)

(一部事務組合の場合)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主動計画を策定するものとする。

○○○の管理者（○○○は一部事務組合の名称）	○○○に勤務する職員
------------------------	------------

(広域連合の場合)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

△△△の長（△△△は広域連合の名称）

△△△に勤務する職員

(地方開発事業団の場合)

次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）第二項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

□□□の理事長（□□□は地方開発事業団の名称）	□□□に勤務する職員
-------------------------	------------